

# 平成 30 年度 乙種防火管理講習受講案内

北上地区消防組合消防本部

## 1 防火管理講習とは

この講習は、消防法第 8 条第 1 項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、防火管理者の資格を付与するための乙種防火管理講習です。

防火管理者は、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者」で、かつ、「防火管理に関する知識及び技能を有しているもの」と規定され、消防計画（防火管理業務を実施するための計画）を作成し、この消防計画に基づき防火管理上必要な業務を行うよう義務付けています。

## 2 受講対象

### 【乙種防火管理者が選任できる防火対象物】

防火対象物の用途	特定用途 (避難困難施設の入る建物を除く)	非特定用途
建物の延べ面積	300 平方メートル未満	500 平方メートル未満
建物全体の収容人員	30 人以上	50 人以上
区分	乙種防火対象物	

特定用途・・・劇場・飲食店・店舗・ホテル・集会所など

非特定用途・・・共同住宅・学校・工場・事務所など

## 3 開催日時

平成 30 年 11 月 18 日（日）

9 時 00 分から 16 時 00 分まで（受付時間は、8 時 30 分から 9 時 00 分まで）

## 4 開催場所

岩手県北上市柳原町二丁目 3 番 6 号

北上地区消防組合消防本部 2 階大会議室

## 5 受講料

講習テキスト代として 2,000 円

講習日当日受付にてお支払いください。現金でお釣りのないようお願いします。

テキストは当日にお渡しします。

## 6 受付（申込）期間及び受講定員

平成 30 年 10 月 29 日（月）から平成 30 年 11 月 15 日（木）まで  
受講定員 48 名

## 7 受講申込方法

乙種防火管理講習受講申込書に必要事項を記入し、北上地区消防組合消防本部予防課に提出して下さい。郵送、FAXでの申込みも受け付けます。

郵送、FAXで申込みの方は、後日確認の連絡をしますが、連絡のない方は、平成 30 年 11 月 16 日までに予防課まで問い合わせしてください。

〒024-0083 岩手県北上市柳原町二丁目 3 番 6 号 北上地区消防組合消防本部  
予防課 電話：0197 - 65 - 5173 FAX：0197 - 65 - 5170

## 8 その他

- (1) お車で来場の方は、消防本部駐車場の駐車台数に限りがありますので、係員の指示により消防本部北側のボウリング場に駐車していただく場合があります。
- (2) 昼食は各自用意してください。（外食可能）
- (3) 受講当日は、筆記用具、身分証明書（本人確認できるもの）を持参してください。
- (4) 遅刻・早退・欠席等のある者には「修了証」は交付できません。

### 『講習科目・時間』

8：30～9：00	受付
9：00～9：10	講習説明
9：10～10：00	防火管理の責務と重要性
10：10～11：00	火災の基礎知識・火気管理
11：10～12：00	防火管理の進め方と消防計画
12：00～13：00	≪ 昼休憩 ≫
13：00～13：50	施設・設備の維持管理
14：00～14：50	教育・訓練
15：00～15：40	効果測定
15：45～16：00	修了証交付

- ※ あらかじめ防火管理者として選任予定の方は、修了証交付後に防火管理者選任届が可能となりますので、講習日に印鑑を持参してください。  
（北上地区消防組合管内の防火対象物に限ります）